明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令（国土交通六七）　一

〔告　示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務四五二、四五三）　一
○ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務三〇八）　二
○保安林の指定をする件（農林水産二〇四三～二〇四九）　二
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一八一）　三
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同一八二）　三
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同一八三）　三
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同一八四、一八五）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九六七～九七三）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九七四～九七六）　七
○直轄砂防工事を施行する件（同九七七）　八
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同九七八、九七九）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一二一、一二二）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕　九
人事院　内閣府　法務省　環境省

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕　一〇
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（和歌山労働局最低賃金公示一、岡山同一）　一〇

〔公　告〕　一〇三
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

省令

○国土交通省令第六十七号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第四条第九号を削り、同条第十号中「第十三条第一項第十号」を「第十三条第一項第九号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とする。

第九条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則第二条第二項中「、同条第二項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「法附則第十一条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務」と」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。